

千歳市役所グリーン購入基本方針

平成24年1月13日

市長 決定

1 目的

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築のため、国等による環境物品等の調達への推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、千歳市役所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条に規定する法人としての千歳市をいう。以下「市役所」という。）が事業者及び消費者として、率先して環境に配慮した物品の優先購入（以下「グリーン購入」という。）を進めることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市役所の全ての組織に適用する。

3 基本方針

物品等を購入及び使用するときは、次の要件を考慮して調達する。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) 長期間使用可能であること。
- (5) 再使用が可能であること。
- (6) 再生利用が可能であること。
- (7) 再生素材や再使用された商品を多く利用していること。
- (8) 廃棄時の処理や処分が容易なこと。
- (9) 環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の増加を招かないよう配慮すること。

4 対象物品

グリーン購入の対象品目は、別表に定める物品等とする。また、対象物品以外についても、基本方針に準じて物品等の調達に努めるものとする。ただし、次の各項の事由によりグリーン購入ができない場合は、この限りではない。

- (1) 要求する品質・規格に適合する環境物品等が製造されていない場合
- (2) 商品の在庫がないことにより、納入期限に間に合わない場合
- (3) 価格が割高であり、予算上の制約を受ける場合

5 調達物品の選定方法

物品の調達は、原則として環境省が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により行い、環境に配慮した物品に関する情報を商品カタログのほか、インターネット情報（グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」）などを参照して入手する。

6 グリーン購入の促進

市役所は物品を調達しようとする際に、購入条件として示すなどの方法によりグリーン購入促進に配慮し、取組の徹底を図るものとする。

附則 この方針は平成26年11月26日から施行する。

附則 この方針は平成27年4月1日から施行する。

別表

分野	品目	参考となる環境ラベル
紙類	コピー用紙	印刷用紙(塗工・非塗工)
	フォーム用紙	トイレットペーパー
文具類	シャープペンシル	マグネット(玉・バー)
	シャープペンシル 替芯	OAクリーナー(ウェットタイプ・液タイプ)
	ボールペン	ダストブロワー
	マーキングペン	マウスパッド
	鉛筆	カッターナイフ
	スタンプ台	カッティングマット
	朱肉	デスクマット
	ゴム印	液状のり(補充用を含む)
	定規	のり(固形・テープ)
	消しゴム	ファイル
	ステープラー	バインダー
	連射クリップ(本体)	事務用封筒(紙製)
	事務用修正具(テープ・液状)	タックラベル
	クラフトテープ	インデックス
	粘着テープ(布粘着)	付箋紙
両面粘着紙テープ	名札(机上用)	
はさみ	名札(衣服取付型・首下げ型)	
画像機器等	コピー機等(コピー機・複合機・拡張性のあるデジタルコピー機 ^{注1)})	トナーカートリッジ等(トナーカートリッジ・インクカートリッジ)
	プリンタ等(プリンタ・プリンタ複合機)	プロジェクタ
	ファクシミリ	
電子計算機等	電子計算機(サーバ型・クライアント型 ^{注2)})	記録用メディア
	ディスプレイ	
家電製品	電気冷蔵庫等(電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫)	テレビジョン受信機
	電気便座	
エアコン等	エアコンディショナー	ストーブ
照明	蛍光灯照明器具	蛍光ランプ
	LED照明器具	電球形状のランプ
消火器	粉末ABC消火器	
役務	印刷	

注1:コピー機にオプションを装着することにより複合機となる機器。

注2:サーバ型以外のデスクトップ、ノートブック型等。

◎詳しい判断基準は環境省の「グリーン購入の調達者の手引き」を参照すること。